

NEWS

創立 50周年 特別号



Human Rights Partner

～あなたに笑顔と安心を～

名古屋第一法律事務所

2018
6

発行：名古屋第一法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目18番22号 三博ビル5階

TEL：052-211-2236 FAX：052-211-2237

URL：<http://daiichi-law.gr.jp/>

NEXT50

飛べ！百年へ

確かな翼にのって…

時は1968年、自由と人権を護る砦の一つをめざして5人の弁護士が手を結びました。名古屋第一法律事務所の物語の始まりです。以来半世紀50年を各界各層の皆様と共に積み重ねた現在、多士済々31名の弁護士と32名の事務局員の合同力に。一同、ふり返って創業の初心に思いを馳せ次なる50年に臨みます。

“NEXT50”の始まりです。

2068年、それはどんな社会？人口減少により社会が衰退すると描き、長生きを望まず貧しく生活することを強いる向きもあります。

それでよいのでしょうか。

肝心なことは、先々の予想に終始するだけではなく、先々を創ること。

「私たちは、すべての人が個人として尊重される、人にやさしい社会を作ることをめざし…世代を継いで、人と社会に貢献します。」

これは当事務所の目的・理念の前文。遺伝子の核心です。

50年後の100周年のその時、三桁を超える所員でその態勢を築いていることでしょう。これまでの50年に培われた“第一DNA”を受け継ぐ現在の中堅・若手層が、次々と若者を迎え入れて共に育ちあい世代を繋いでいくに違いありません。先進諸国で見られるように、裁判だけでなくNPOなど様々な機関・機構に出向して鶴翼を拡げ、多角的に使命を果たしあっている姿が目に見えます。

この国で生きるすべての人々と共に「人にやさしい社会」を築きあう名古屋第一法律事務所の物語は、長い歴史からすればまだ始まったばかりです。

飛べ！百年へ、確かな翼にのって…

弁護士 青山 玲 弓
弁護士 稲垣 仁 史
弁護士 稲垣 宏 子
弁護士 井上 健 人
弁護士 荻原 典 子
弁護士 加藤 洪 太郎
弁護士 可児 康 則
弁護士 兼村 知 孝
弁護士 川口 創
弁護士 北村 栄

50th Anniversary

弁護士 久野 由 詠
弁護士 小嶋 啓 司
弁護士 佐久間 信 司
弁護士 柴垣 幹 生
弁護士 田原 裕 之
弁護士 恒川 雅 光

弁護士 長尾 美 穂
弁護士 中川 匡 亮
弁護士 中山 弦
弁護士 夏目 武 志
弁護士 野田 葉 子
弁護士 福井 悦 子

弁護士 堀居 真 大
弁護士 堀江 哲 史
弁護士 前田 義 博
弁護士 松村 啓 史
弁護士 水谷 実
弁護士 三宅 信 幸
弁護士 森田 茂
弁護士 安本 卓 史
弁護士 山本 律 宗
(50音順)

名古屋第一法律事務所って、どんな事務所？

皆さまには私たちの事務所はどのように見えているでしょうか。名古屋第一法律事務所の**特徴**を5つにまとめてみました。

50周年を迎えた私たちの事務所をより知っていただければと思います。

- I 人権、平和、民主主義を守り、発展させる活動を進める
- II 幸せと繁栄のために最善の法的サービスを提供する
- III 個性を尊重し、内外のネットワークを築き、世代をつなぐ
- IV 所員が主体的・民主的に事務所運営に関わっている
- V 「目的・理念」と「経営計画」を持っている

特徴

人権、平和、民主主義を守り、発展させる活動を進める

事務所は、「すべての人が個人として尊重される人にやさしい社会」を作ることをめざし(「目的・理念」前文)、「人権を守り、平和と民主主義の実現」のために活動してきました。

数多くの労働事件や中電人権裁判など働く人の権利を守る活動、新幹線公害、名古屋南部大気汚染事件、老朽化原発廃止事件などの環境と健康を守る活動、大須事件、たちばな事件など権力による弾圧との闘いなど、数え上げれば切りがありません。



◀ 中電事件・勝利的和解の記録を記した記念誌



▲ 2008年4月名古屋高裁前にて

平和を守る活動では、イラク派遣訴訟に参加し、名古屋高裁の憲法違反判決を勝ち取りました。安倍政権が進める改憲に対しては、日本国憲法を守る立場から、「あいち9条の会」の事務局を担当する他、大小様々な勉強会の講師を務める、事務所前で事務所としての宣伝活動を行うなどの活動を進めてきました。

平和で民主主義が行き渡った社会であってこそ、私たちは安心して、生活し、生業(なりわい)を営むことができる。私たちの生活を取りまく環境・社会をよりよくする取組に関わり続けていきます。

幸せと繁栄のために最善の法的サービスを提供する

事務所には、生活と営業の中で直面する様々な問題についての相談、依頼が寄せられます。事務所は、これらの問題を適切に解決する、最善の法的サービスを提供することに努めてきました。法律事務所として、最も日常的、最も基礎的な取り組みです。

社会の進展、これを反映した紛争の複雑化に対応し、その分野に積極的に取り組む所員(弁護士・事務局)が集まった「法務部」を立ち上げております。これら法務部では、その分野の勉強をする、取扱事例の経験を交流する、所外の皆さまをお招きしたセミナーを開催する、関連業種・専門職の方と交流するなどの取り組みを進めています。



▲ 交通事故・相続後見・離婚・建築の4法務部が発行するQ & Aリーフレット

《現在の法務部》

相続後見法務部、交通事故法務部、建築法務部、中小企業支援法務部、離婚法務部、労働法務部、IT法務部

これらの法務部をより発展させ、どのような法律問題にも最善の法的サービスを提供できる態勢を一層強めていきます。

事務局員の多くは、日本弁護士連合会の「事務職員能力認定試験」に合格し、弁護士会の事務員向け研修で講師を務めるなど、高い能力を持っています。大規模事件では複数の事務局員がチームを組むなど、弁護士の業務を支える大きな力です。



▲ 中小企業法務部・IT法務部のホームページ

個性を尊重し、内外のネットワークを築き、世代をつなぐ

事務所に在籍する31名の弁護士は、公務員、民間企業勤務、学生自治会運動を経験したものなど、多様な経歴を持ち、現在、力を入れている分野もそれぞれ異なります。それらの個性と能力を存分に発揮することができるシステムを構築しています。女性弁護士が7名在籍して、活躍しているのも特筆すべきことです。

法律業務を効率的に行うために、司法書士、税理士・公認会計士、社会保険労務士、土地家屋調査士、建築士等の関連専門職の方々と広くネットワークを形成し、協働でセミナーを開催するなどの活動を進めています。

人権、平和、民主主義を守り発展させるため、自由法曹団、青年法律家協会、日本労働弁護団(東海労働弁護団)などの法律家団体に加わり、各種民主団体・人権団体や労働組合の皆さんとも協力関係を築いています。

2004年には、コープあいち、税理士法人オーティーエーと共同してNPO法人「あいちあんきネット」を設立し、「自分らしく生きる」高齢者の支援活動を進めています。

事務局員も、さんがつ会(愛知県内の法律事務所職員の団体)、東海法労(愛知県内の法律関連職員の労働組合)に参加し、事務職員のスキルアップ、地位向上に努力しています。

所員弁護士の年齢構成は、70歳代から20歳代まで。世代を継いで継続する、働き続ける事務所です。事務局員も、20代の若手から、30代から50代の中堅ベテラン、60歳定年を終えて嘱託で働き続ける事務局員までが活躍しています。

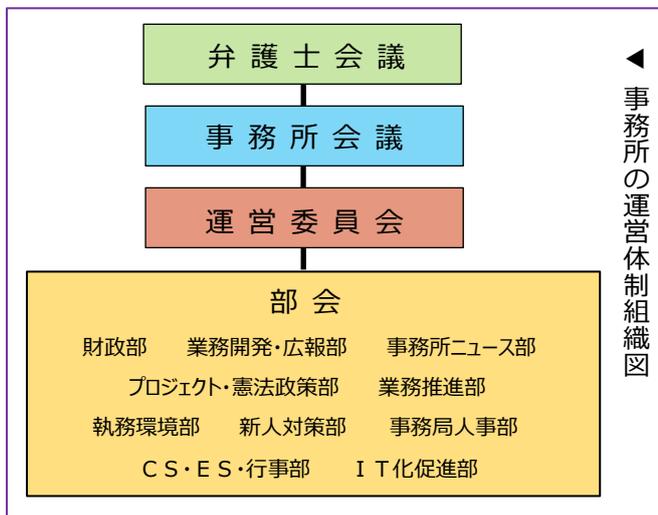


所員が主体的・民主的に事務所運営に関わっている

所員弁護士は、年齢、性別、弁護士経験年数の区別なく、全員が事務所経営者として同等の権限を持ちます。「(30名以上の規模で)全員経営者」の事務所は全国的にも多くありません。

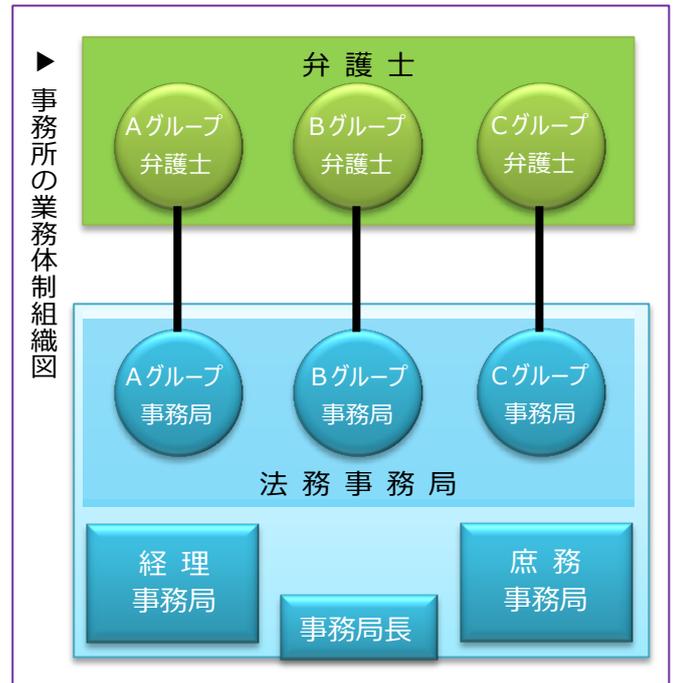
事務局員は、法律事務の面では弁護士の補助職ですが、事務所運営にあたっては、「弁護士と事務局の協働」を貫いています。

事務所の運営は、全員の弁護士で構成する「弁護士会議」を最高意思決定機関とし、日常業務は「運営委員会」(弁護士、事務局員各数名で構成)が執行し、全所員が10の部会に所属して担います。



事務所規模が大きくなったことを受けて、法律事務や事務所運営の基礎単位として、「グループ制」をひきました。

2018年3月には、事務所運営の規則である「機関規程」を改訂し、より一層、効率的で風通しの良い事務所運営に努めています。



「目的理念」と「経営計画」を持っている

創立20周年を迎えた1988年、事務所の「3目的・4理念」を制定し、以後その改訂を重ね、2007年3月に、弁護士・事務局員全員による1年間の討議を経て、「名古屋第一法律事務所の目的と理念」を制定しました。国に憲法があるように、当事務所の「目的と理念」は事務所が何のために活動するのか、何を理念とするのかの基本を定めるものです。

この「目的理念」を受けて、1988年以降、「10か年長期計画」や、3年から5年の期間を切った「経営計画」を立てています。その目標年次までに、目的理念に沿って、どこまで事務所を前進させるかの目標を定めるものです。

現在は、「2018年経営計画」達成に向けて努力するとともに、次期経営計画策定に向けての討議を進めています。

この「目的理念」「経営計画」を受けて、毎年3月に開く「事務所総会」では、年間方針、年間予算を決めています。

こうして、「目的理念」「経営計画」「単年度方針」に従った事務所運営に努めていることも、当事務所の大きな特色です。

名古屋第一法律事務所

50年の歩み

名古屋第一法律事務所 目的と理念

私たちは、すべての人が個人として尊重される、人にやさしい社会を作ることをめざし、次の目的と理念を掲げて、世代を継いで、人と社会に貢献します。

1. 権力や社会的強者に対しても臆することなく果敢に挑み、人権を守り、平和と民主主義の実現をめざします。
2. 私たちに関わる人々の幸せと繁栄を願い、最善の法的サービスの提供に努めます。
3. 広くて薄い時代認識を持ち、時代の先駆けの役割りを果たします。
4. 所員各自の豊かな個性と得意分野を活かすとともに、内外のネットワーク構築に努め総合力を発揮します。
5. コミュニケーションを大切に、互いを尊重して、主体的・民主的に事務所を経営、運営します。
6. 働きがいのある職場づくりに努め、仕事を通じて自らを成長させ、幸せな人生を築きあげます。

2018. 6

創立50周年

(弁護士31名、事務局32名)



1968. 6

名古屋第一法律事務所創立
(弁護士5名、事務局2名)

- 1969年10月 全通名古屋中郵事件 名古屋高裁で無罪判決 (公務員の労働基本権を承認)
- 1971年5月 津地鎮祭訴訟 名古屋高裁で違憲判決 (政教分離原則を確認)
- 1973年7月 事務所移転 (名古屋市中区丸の内三丁目、松井ビル)
- 1974年3月 新幹線公害訴訟、提訴
- 1975年5月 中電人権裁判、提訴 (思想差別是正を求める)
- 1976年12月 たちばな事件 (公選法違反で弾圧)

- 1970年 「70年安保」
- 1971年 「司法反動」の動き強まる
- 1972年5月 沖縄、本土復帰
- 1975年4月 ベトナム戦争終結
- 1976年2月 ロッキード事件

1978. 6

創立10周年
(弁護士10名、事務局9名)

- 1978年9月 大須事件 最高裁有罪決定 (デモ行進不動産弾圧)
- 1978年12月 事務所移転 (名古屋市中区丸の内二丁目、三博ビル)
- 1979年1月 事務所 「機関規程」施行
- 1984年5月 事務局員 「就業規則」施行
- 1986年4月 新幹線公害訴訟、和解

- 1985年9月 日米プラザ合意
- 1987年4月 国鉄分割民営化 JR発足

1988. 6

創立20周年
『駆けつ転びつ』発刊
(弁護士13名、事務局11名)

- 1988年6月 「3目的・4理念」制定
- 1989年3月 名古屋南部大気汚染公害訴訟、提訴
- 1990年1月 消費者行動ネットワーク (CAN) 設立
- 1997年11月 中電人権裁判 名古屋高裁で勝利和解
- 1989年 労働戦線の再編成
- 1989年3月 「社会主義」体制崩壊 冷戦終結
- 1989年4月 消費税スタート (3%)
- 1992年 バブル経済崩壊
- 1993年8月 細川連立内閣発足 (38年ぶりの非自民党政権)
- 1995年1月 阪神淡路大震災
- 1995年3月 地下鉄サリン事件

1998. 6

創立30周年
10か年長期計画策定
(弁護士14名、事務局18名)

- 1999年5月 インターネット ホームページ開設
- 2000年8月 大連事務所開設 (中国)
- 2001年8月 名古屋南部大気汚染公害訴訟、名古屋高裁で全面解決和解
- 2007年3月 「名古屋第一法律事務所の目的と理念」制定 (10か年長期計画策定)
- 2008年4月 自衛隊イラク派遣訴訟、名古屋高裁で違憲判決
- 2000年9月 東海豪雨
- 2001年9月 アメリカで「同時多発テロ」(9.11事件)
- 2003年7月 イラク特措法成立
- 2003年12月 自衛隊イラク派兵開始

2008. 6

創立40周年
(弁護士25名、事務局32名)

- 2008年9月 リーマンショック
- 2009年9月 民主党政権発足 (~2012.9)
- 2010年4月 Cネット東海 適格消費者団体認定 (2013年内閣府特命大臣表彰)
- 2011年3月 東日本大震災 東電福島原発事故
- 2012年12月 第2次安倍内閣発足
- 2013年3月 「2016年ビジョン」策定
- 2013年8月 司法修習生の給費制 廃止違憲訴訟提訴
- 2014年7月 ブラックバイト対策 弁護団あいち結成
- 2015年9月 「戦争法」成立
- 2016年3月 3か年計画策定
- 2018年3月 「機関規程」改訂

Q & A

「自衛隊を憲法上の存在に」

安倍9条改憲、分からないことがいっぱい・・・

Q1 なぜ、今、憲法9条を変えるの？

安倍首相は、「違憲でも、命を張れというのは無責任」だとして、自衛隊を憲法上の存在にしようと主張しています。でも、自衛隊が生まれて64年。ずっと平和だったのに、どうして今、自衛隊を憲法上の存在にする必要があるのか全く明らかではありません。

Q3 でも、9条の1項、2項は変えないで、自衛隊を書きこむだけなら、何も変わらないんじゃないの？

国民投票をするのには、850億円かかると言われています。何も変わらないのにこんなにお金を使うのは無駄遣いの最たるものです。

書き込まれる「自衛隊」の実像を知る必要性があります。安保法制成立後の自衛隊は、専守防衛の自衛隊ではありません。アメリカの戦争を助けるために、海外で集団的自衛権を行使する実力部隊です。自衛隊が、憲法に書き込まれば、安保法制が違憲だという批判は成り立たなくなりますし、海外でも無制限に戦争のできる国になります。国家機密は横行し、報道の制限も一層進むでしょう。軍事費が増大することは明らかで、社会保障費が削られます。将来的には徴兵制、徴用制も正当化されます。すなわち、憲法9条2項は死文化します。

Q4 ひどい！ 私たちはどうしたらよいの？

今、安倍9条改憲を止めさせるために3000万人署名が取り組まれています。国民投票運動には、お金の規制はないので、お金をもっているものがマスコミを買い占めることができますし、国民投票の制度も穴だらけです。ですから、発議をさせないことが重要であり、3000万人署名は、発議をさせないためのものです。

しかし、3000万人署名は、そうやさしいものではありません。消費税増税反対なら、すんなり協力してくれる人でも、憲法改正の問題となると、なかなか署名してくれません。憲法って、身近な話題にはのぼらないし、憲法と法律の違いも知らない人も多いと思います。議論を恐れないことが大事だと思います。「3000万人署名」をきっかけに、憲法って何なのかを考えましょう。

Q2

北朝鮮がミサイルを撃ってくるから、自衛のための軍事力の保持は、憲法上明記すべきなんじゃないの？

自衛隊を憲法上の存在にしても、北朝鮮がミサイルを撃つのを止めるとは思えませんが、その点は置くとして、1機1000億円もするイーグリスアショアでも、我が国国土を守ることはできません。飛んでくるミサイルの高度も分からなければ、位置も分からないからです。安倍首相が言ったように、ミサイル攻撃に対抗するには先制攻撃で、敵のミサイル発射基地を叩くしかないのです。しかし、これは自衛力ではありません。

北朝鮮は、確かに何度もミサイルを撃っていますが、日本をめぐって撃ったことは1度もありません。安倍政権は、北朝鮮が「襟裳岬沖2000キロ地点にミサイルを撃った」として、アラームを鳴らしましたが、2000キロは、東京と北京の距離です。アラームを鳴らす意味は全くありません。安倍政権が、北朝鮮の脅威を利用しているとしか考えられません。

それでは、どういう場合に北朝鮮が日本めぐってミサイルを撃ってくるのでしょうか。それは、アメリカが北朝鮮に軍事力を用い、日本がそれに協力した時ではないでしょうか。集団的自衛権こそ、ミサイルの飛来を呼び込む危険性を持っているのです。

安倍首相は、北朝鮮の核開発やミサイルの発射に対し、「圧力を加える」と言い続けましたが、南北首脳会談が行われ、北朝鮮とアメリカとの協議が目前となり、日本は「蚊帳の外」です。いまや、安倍首相の言っていた「北朝鮮の脅威」が9条改憲を実現するための嘘であったことが明らかになっています。

9条改憲NO!

3000万の声を届けよう!

安倍9条改憲NO!
憲法を生かす全国統一署名
にご協力をお願いします。

安倍9条改憲NO!
全国市民アクション

〒103-0264 東京都千代田区麹町1-2-3 麹町ビル444 TEL: 03-5262-7157
kakemaru.com
kakemaru.com
kakemaru.com
kakemaru.com
kakemaru.com



庶務事務局
せきの
關野 祐未

1月16日より入所しました關野祐未と申します。前職は靴メーカーでクレーム担当をしておりました。

以前の職業脳が抜けきっておらず、「債務整理」が「タイムセール」と聞こえたり「お電話ありがとうございます！」と受電したりと、至らぬ点多い私ですが、事務所の方々の温かいご支援の元、楽しく働かせていただいています。1日でも早く皆様のお力添えが出来るよう努めて参りますので、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。



法務事務局
太田 愛里

はじめまして。こんにちは。

法務事務局員として入所致しました太田愛里と申します。愛知学院大学を卒業しました。出身は名古屋のベッドタウンである蟹江町です。趣味は海外旅行です。

名古屋第一法律事務所が誕生して50周年という節目の年に入所できたことを嬉しく思います。スポンジのように多くのことを吸収し、成長していきたいと思っております。ご迷惑をおかけするかと思いますが、ご指導の程よろしくおねがい致します。



法務事務局
柴田 佑花

初めまして。柴田佑花と申します。

出身は三重県桑名市です。愛知県立大学外国語学部中国学科を卒業しました。就職活動を始めた時から人の助けになるお仕事につきたいと思っていましたが、ご縁がありこちらの事務所で働くことになり事務所の方や業務に触れるうち、その思いがさらに深まりました。

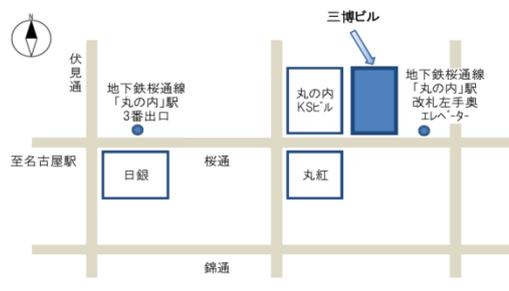
法学部ではない私にとっては今年が一からのスタート、事務所としても50周年と記念となる年でもあるので、先輩方やお客様、関わる方々からたくさんのご意見を吸収し、皆様のお役に立てる所員になれるよう一生懸命過ごしていきたいと思っております。宜しくお願い致します。

法律相談案内&事務所アクセス

お気軽に
お問い合わせください

052-211-2236

平日 9:00~18:00
土曜のご相談も承ります。
前日までにお電話・WEB
にてご予約下さい。



- ・地下鉄桜通線 丸の内駅下車③番出口より徒歩1分です。
- ・地下鉄桜通線 丸の内駅の改札口を出て地上へのエレベーターで上がりすぐ右のビルです。

